稲敷市子ども読書活動推進計画

~子どもたちの豊かな心を育むために~ (第二次推進計画)



令和5年3月 稲敷市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を 高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く豊かに生きる力を身につけて いく上でとても大切なものです。

しかし、昨今はインターネットやスマートフォンなど情報通信機器の急激な普及発展により、コミュニケーションツールも多様化し、子どもたちの生活環境に大きな変化をもたらしています。そのため、子どもたちの読書環境にも大きな影響を及ぼし、「読書離れ」や「活字離れ」などが指摘され、読書環境の悪化が懸念されております。

国は読書に関する様々な調査において「読書をしない児童生徒の割合」に着目し、平成13年12月に「子どもの読書推進に関する法律」を施行しました。

本法律に基づいて稲敷市では平成30年12月に「稲敷市子ども読書活動推進計画」を策定し、市内小中学校全12校に学校図書館司書の配置をし、児童生徒の読書活動を推進しております。

また「ブックスタート事業」や「セカンドブック事業」をはじめとして、市立図書館を中心におはなし会や子ども向け映画会など、本の楽しさを知ってもらう活動に取り組んでまいりました。さらに、電子図書館サービスを導入し、図書館に来られない児童生徒にも読書を楽しんで貰えるように致しました。

学校でも茨城県「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」や、地域のボランティアグループによる「読み聞かせ」に取り組み、子どもたちに本の楽しさを伝える活動の充実が図られるなどの成果を上げています。

本市ではさらに未来を担う子どもたちが、読書を通じて豊かな人間性を備え 成長することを願い、新たな読書環境への対応を踏まえながら取り組んで参り たいと考えております。

そこで、家庭・地域・図書館・学校が連携し、持続可能な社会の創り手となる子どもたちの読書活動を推進する環境を整えるため、第二次「稲敷市子ども読書活動推進計画」を策定しました。多くの市民の皆さまにこの計画の趣旨をご理解いただき、推進計画の着実な実現が図れますようご理解とご支援をお願いいたします。

令和5年3月

目次

第	1章 計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	子どもの読書活動に関する国、県の動向・・・・・・・・・・・	4
第	2章 子どもの読書活動の基本的な考え方	
1	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	計画の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	計画推進のための施策の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第	3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組	
1	家庭における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	地域における読書活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	図書館における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	認定こども園・幼稚園における読書活動の推進・・・・・・・・ 1	12
5	学校における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 1	13
,	<u>↔</u> ₩₩₩¶	
	参考資料】	
1	全国の子どもの読書の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		18
4	稲敷市立図書館利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	19

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会の少子高齢化、核家族化、高度情報化の進展などによる、市民の価値観やライフスタイルの変化、多様化が子ども(※1)の成長に影響を及ぼしています。近年、子どもたちを取り巻く環境は、テレビ、ビデオ、インターネットの急速な普及など高度な情報技術の発達により、大きく変化しています。こうした時代の変化に伴い、多様なメディアの便利さと引き換えに、テレビやコンピュータゲームなどに長時間費やすことで、子どもが本と触れ合う機会が減っていることが大きな問題となっています。

こうした子どもの「読書離れ」や「活字離れ」の傾向は、これまで度々指摘されており、その結果、言語能力の低下、語彙量の減少、日本語の乱れなどに影響があるとされています。

「第 66 回読書調査」(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)によると、全国小・中・高等学校の児童生徒の令和 3 年 5 月の 1 か月間の平均読書冊数は、小学生 12.7 冊、中学生 5.3 冊、高校生 1.6 冊になっています。また、1 か月に 1 冊も読まなかった児童生徒(不読者)の割合は、小学生 5.5%、中学生 10.1%、高校生 49.8%となっています。このことから、不読者の割合が年齢とともに増大していることが課題となっております。

子どもにとっての読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)とあり、家庭・地域・図書館・学校などが連携、協力し、社会全体で子どもが読書活動をできるような環境づくり(子どもの読書活動を支える条件整備)を進めていくことが求められています。

国においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年 12 月)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 14 年 8 月。平成 20 年 3 月第二次計画、平成 25 年 5 月第三次計画、平成 30 年 4 月第四次計画)を策定、また茨城県においても、「いばらき子どもの読書活動推進計画」(平成 16 年 3 月。平成 22 年 1 月第二次計画、平成 27 年 3 月第三次計画、令和 4 年 3 月第四次計画)を策定しています。

「稲敷市子ども読書活動推進計画」は、法律に基づき、国や県の計画を基本とし、稲敷市の子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指して平成30年12月、第一次計画を策定しました。

5年間の計画期間を経過し、子どもたちの読書を取り巻く社会の変化に対応するため 計画内容を見直し、「稲敷市子ども読書活動推進計画」第二次計画を(以下「本計画」とい う。)策定するものです。

^(※1) 子ども:本計画において、子どもとは、おおむね18歳以下の者をいう。

2 現状と課題

稲敷市には、市立図書館(平成5年に東村立図書館として開館)、江戸崎中央公民館図書室、新利根公民館図書室、桜川公民館図書室があります。各館には、「児童室」「児童コーナー」を設置しており、児童図書の蔵書冊数は52,947冊、年間の貸出冊数は37,153冊となっています。(令和4年3月末現在)

市立図書館では子どもたちに本の楽しさを知ってもらうために、おはなし会(※2)や映画会などを実施しています。令和3年度は、おはなし会を16回、子ども向け映画会を5回開催し、延べ184人が参加しました。調べ学習(※3)や職場体験学習(※4)、団体貸出等を通じ、学校と図書館との連携を図っており、学校、認定こども園、幼稚園等へ図書や紙芝居等の団体貸出(※5)を、令和3年度は3,969冊行いました。

小学校 8 校の蔵書冊数は 60,268 冊 (1 校当たりの平均 7,534 冊)、中学校 4 校の蔵書冊数は 31,125 冊 (1 校当たりの平均 7,781 冊)です。小・中学校には文部科学省が定めた学級数に応じた標準的蔵書冊数が定められており、令和 4 年度の全体としての達成率は、小学校 平均 133%、中学校 平均 104%です。(令和 4 年 7 月末現在)

児童生徒の読書活動を推進するために、令和3年度において小学校8校、中学校4校、市内小中学校全12校に学校図書館司書(※6)を配置しております。学校図書館司書は、学校図書館を児童生徒が親しみやすく利用しやすい環境に整えるとともに、児童生徒の読書に関する指導助言を行っています。

学校においては、学校図書館司書の活動により環境が整備され、児童生徒の読書意欲を高めています。朝の読書活動(※7)も全校で行われています。特に小学校では学校図書館を利用する児童の数や読書数が著しく増えています。茨城県の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」にも各学校で取組を進めており、成果をあげています。

小学校では学校の実態に応じて、ボランティアグループの活動が行われ、保護者や地域の 人々が朝の読書活動の時間に読み聞かせを行い、本の楽しさを伝える活動を行っています。

^(※2) おはなし会: 昔話の語りや絵本の読み聞かせなどを行い、子どもにおはなしや絵本の楽しさを伝える会。

^(※3)調べ学習:テーマを決めてそのテーマについて図書、実地見学、実験・観察などいろいろな方法で調べ、それをまとめて発表する学習活動。

^(※4)職場体験学習:生徒が事業所などの職場で働くことを通じて職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

^(※5) 団体貸出:稲敷市では、50冊、60日以内で貸出。

^(※6)学校図書館司書:学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。

^(※7)朝の読書活動:朝自習の時間に自分の好きな本を読む活動。

市立認定こども園2園の児童図書の蔵書冊数は1,809冊 (1園当たりの平均904冊)、市立 幼稚園 3 園の児童図書の蔵書冊数は 3,305 冊 (1 園当たりの平均 1,101 冊) で、職員による 読み聞かせや紙芝居などが、園の中で日常的に行なわれています。

また、児童クラブ8か所の児童図書の蔵書冊数は4,142冊(1か所当たりの平均517冊)、 公立の地域子育て支援センター(※8) 2か所の児童図書の蔵書冊数は 460 冊(1 か所当 たりの平均 230 冊) で、職員とボランティアグループの協力により、子どもたちが本に親 しむよう読書活動を行っています。(令和4年8月末現在)

このように、各施設では子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。しかし、さらなる 読書活動の充実を図るためには、各施設での図書整備に努め、子どもと関わる人々や施設が 連携し、読書環境を整備していくことが今後の課題です。

^(※8)地域子育て支援センター:妊娠・出産・子育てまで一貫した事業を行う子育て支援 の拠点施設。

3 子どもの読書活動に関する国、県の動向

【国の動向】

国は、平成 11 年 8 月、読書のもつ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成 12 年を「子ども読書年」とする衆参両院の決議がなされました。

また、平成 12 年 5 月には、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が開館し、児童書専門図書館として、子どもの読書にかかわる多様な活動を支援しています。そして、平成 13 年 12 月には、子どもの読書活動の推進に関する基本理念などを定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律の第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 8 月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。その後、平成 20 年 3 月に第二次計画、平成 25 年 5 月に第三次計画、平成 30 年 4 月には第四次計画が閣議決定されました。

【県の動向】

県においては、平成 15 年 8 月に開催された「いばらき子ども読書議会」における、子どもからの読書活動に関する提案を踏まえつつ平成 16 年 3 月に「いばらき子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 22 年 1 月には第二次計画、平成 27 年 3 月には第三次計画、令和4 年 3 月には第四次計画が策定されています。

第2章子どもの読書活動の基本的な考え方

1 計画の目的

稲敷市の未来を担う子どもたちが、その成長の過程で、読書を通じ、読書の楽しさ大切さを学び、大人になっても進んで読書をするような人になってもらいたいとの願いから、図書館を中心に学校や行政、そして地域や家庭等が連携し、子ども読書環境の整備と読書の習慣付けを推進することを目的とします。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条及び第9条第2項に基づき、 国の基本計画及び茨城県の推進計画を基本とし、稲敷市における推進計画を策定するもので す。また、本市における総合計画、教育振興基本計画及び他の関連計画等との整合性を保ち つつ、連携しながら計画を推進します。

3 計画の対象

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条において、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象としています。

4 計画の期間

この計画は、令和5年(2023年)度から令和9年(2027年)度までの5年間とします。

5 計画の基本的方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実

個々の興味、感性に合うすばらしい本と出会い、本の楽しさを発見する機会を提供 し、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、読書環境の整備・ 充実を図っていきます。

(2) 家庭・地域・学校等が一体となった読書活動推進体制の充実

子どもの自主的な読書活動を推進するため、図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関などがこれまで以上に連携、協力し、地域社会全体で子どもの読書活動推進を支えていきます。

(3) 子ども読書活動推進の意義の普及・啓発

子どもの読書活動を支え、読書習慣に結び付けるために、子どもと関わる大人が、子 どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう普及や啓発に努めま す。

第2次稲敷市総合計画(平成29年3月策定)

稲敷市教育振興基本計画(平成29年3月策定)

※見直し策定行い、令和5年(2023年)度まで計画期間を延長しました。

稲敷市子ども読書活動推進計画

令和5年(2023年)度から令和9年(2027年)度までの5年間

基本方針

- ①子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実
- ②家庭・地域・学校等が一体となった読書活動推進体制の充実
- ③子ども読書活動推進の意義の普及・啓発

地域

図書館を中心に子どもの 読書活動を推進します

家 庭

親子で読書を楽しむために 読書環境の充実を図ります

豊かな心をもつ "いなしきっ子"の育成

学校

発達段階に応じた子どもの 読書活動を支援します

いばらき子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

第3章子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、何よりも家庭の中で親子のふれあいの中からつくられます。家庭に 本があり、赤ちゃんの時から親と子が共に読書を楽しむことが、子どもが読書習慣を身に付 けるうえで大きな力になります。

そのため、親子で楽しめる図書の充実や保護者が乳児を連れて来館しやすいように図書館・図書室の読書環境の充実を図ります。ブックスタート事業を実施することで乳児期から、家庭で親子が絵本を通してふれあい、語り合い、親子の絆を深めることの手助けとなるよう努めます。また、講座や研修会を行い、保護者に子どもへの読み聞かせの大切さや重要性を伝えていきます。

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
1	読書環境の充実	子どもの読書習慣の形成には、家庭の中に 本がある環境を作ることが大切です。子ども の発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方 の情報を得るため、図書館の積極的な利用が 望まれます。図書館の絵本や児童書の充実を 図り、保護者が乳幼児を連れて来館しやすい ように、設備や館内の雰囲気づくりなどの条 件整備を行います。 江戸崎中央公民館図書 室においては、拡充を図ることを検討しま す。	生涯学習課 公民館 図書館
2	ブックスタート 事業の実施	稲敷市在住のすべての赤ちゃんに絵本パックを贈る「ブックスタート事業(※1)」を健康増進課で行われる3~4か月児健診で実施します。その場で読み聞かせを行い、乳児期から家庭での絵本を介した親子の言葉かけやスキンシップの大切さを伝えます。	健康増進課
3	セカンドブック 事業の実施	親子で絵本に親しむ環境づくりを応援するため、1歳6か月児健康診査時に、「セカンドブック」として、お子さまに絵本を贈る事業を実施します。	こども支援課 子育て支援センター
4	講座・研修会等で の啓発	生涯学習や家庭教育に関する講座・研修会、あるいは子育て支援のための講座など様々な機会を通じて、保護者に子どもへの読み聞かせの大切さや読書の重要性を伝えていきます。	生涯学習課 公民館 図書館

(※1) ブックスタート事業:赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つ きっかけとなるように、0歳児健診などで絵本を手渡す事業。

2 地域における読書活動の推進

子どもたちは、読み聞かせをするボランティア(※1)など様々な大人に接しながら、自 らの読書習慣を形成していきます。公民館や地域子育て支援センター、児童クラブ等では、 本の読み聞かせ等を通して、子どもの読書活動を推進します。

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
1	公民館における絵	公民館では、本の読み聞かせ活動に対して	公民館
	本の読み聞かせ	場所の提供を優先的に行い、子どもの読書活	
		動への働きかけを行います。	
2	地域子育て支援セ	地域子育て支援センターでは、平日に親子	こども支援課
	ンターにおける取	で気軽に集い、交流する場として、「あそび	子育て支援センター
	組み	の広場」を開設します。	
		また、健康増進課と連携し、各種事業を推	
		進します。その中で絵本の読み聞かせでは、	
		抱っこのぬくもりの中で絵本を読んでもらう	
		心地よさや嬉しさを赤ちゃんや幼児に届けて	
		いきます。	
3	児童クラブにおけ	日常的に子どもが自由に読書できるように	こども支援課
	る児童書コーナー	児童書コーナーを設け、読書環境の整備に努	
	の設置	めます。	
4	図書の貸出と本の	読み聞かせや図書の貸出しを行います。そ	図書館
	読み聞かせ	の活動を促進していくために、ボランティア	
		同士の交流や学習などを行います。	

^(※1) ボランティア: 稲敷市では、地域で絵本の読み聞かせを行うボランティア団体の活動も活発に行われている。

3 市立図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもたちにとって、多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育む場であり、知りたいことを、自主的に調べることは、自ら学び考える機会となります。このことから、市立図書館では魅力ある蔵書の充実を図り、おはなし会やイベントを開催し、認定こども園や幼稚園、学校等への団体貸出を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、子どもの読書に関する講演会を開催し、ボランティアを支援することにより、子どもの読書活動を推進します。本計画期間内に、市立図書館における児童書の貸出冊数を37,153 冊(令和3年度実績)から45,000 冊に増やすことを目標とします。

令和3年11月に導入した電子図書館により、図書館への来館が困難な状況でも、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などで本に親しむことができる環境を整備しました。さらに大人から子どもまで楽しめる電子書籍の充実を図ります。

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
1	図書館資料やサー ビスの充実	絵本や物語、調べ学習に役立つ本など魅力 ある蔵書の充実を図り、乳幼児、児童生徒の 発達段階に応じたサービスや展示・配架 (※1)などを工夫し、資料提供に努め魅力 ある図書館活動を推進します。	図書館
2	乳幼児サービスの 充実	乳児期から本やおはなしの世界に親しみ、 本の楽しさを知ってもらう活動に努めます。 また、赤ちゃん絵本、乳幼児向けの絵本ガイ ドのコーナーの充実に努めます。	図書館
3	おはなし会やイベ ントの充実	幼児から小学生低学年を対象とした「おはなし会」で絵本の読み聞かせや本の紹介などを定期的に行います。また、乳児期から本やおはなしの世界に親しみ、本の楽しさを知ってもらう活動に努めます。映画会などのイベントも行い、図書館に親しむ機会を提供します。	図書館
4	ヤングアダルトサ ービスの充実	ヤングアダルトサービスは中学・高校生を 中心とした青少年を対象としていますが、こ の年代は感受性の豊かな時期であり、大人へ の過渡期でもあります。興味や関心、要求等 が多様化する青少年のための資料を積極的に 収集・提供したヤングアダルトコーナーを充 実させるとともに広報活動を積極的に行い、 青少年の利用の推進に努めます。	図書館

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
5	図書館通信の発行	子どもと保護者向け図書館通信を発行し、 子どもと本との出会いの機会を取り入れても らえるよう、年代にあった本の紹介を行い、 啓発に努めます。	図書館
6	団体貸出の充実	認定こども園や幼稚園、学校などに対して、図書館資料の貸出しを積極的に行います。また、子どもの読書に関わる活動をしている団体に対しても、図書館資料の貸出しを行い、本の選び方や子どもの読書活動に役立つ情報提供などの支援を行います。	図書館
7	学校等との連携	児童生徒の図書館での職場体験活動や図書館見学を受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しさを知ってもらい、図書館に来るきっかけづくりを支援します。さらに、児童生徒の調べ学習等で学校と情報交換を図り、図書館を有効に活用できるように努めます。また、認定こども園などと連携し、来館した園児へのおはなし会や映画会、本の貸出しを行います。	図書館
8	障害のある子ども に配慮したサービ スの充実	障害のある子どもが利用しやすい図書や点字刊行物、視覚障害者用録音物等の資料提供や紹介を行います。また、電子図書館では音声読み上げ機能や文字の拡大などの機能がついた電子書籍の提供も行います。	図書館
9	子どもの読書に関 する講演会・ 講座の開催	家庭の中で、親子が楽しみながら本を読む ことの大切さを知ってもらえるよう、また、 子どもがより充実した読書活動を行えるよ う、講演会や講座を開催します。	図書館

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
10	司書の適切な配置と研修の充実	司書(※1)は児童図書に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識を必要とされています。また、子どもや保護者に本の案内や助言を行うとともに、認定こども園や幼稚園、学校などでの読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、連携の必要性が求められています。これらの役割を果たしていくために必要な司書の配置と専門	
		的知識・技術を習得するための研修の充実を 図ります。	
11	人材の育成と活用	地域・認定こども園や幼稚園・学校などに おける子どもの読書活動を推進するため、活 動の場等に関する情報提供や職員及びボラン ティアの養成のための研修体制を整備し、子 どもの読書活動推進の担い手の輪を広げてい きます。	図書館
12	電子図書館サービ スの活用	児童生徒に配付されているタブレットを活用し、来館が難しい子ども達にも読書を楽しんで貰えるよう、電子書籍の充実や広報活動を行い、利用の促進に努めます。	



(※1) 配架:図書館の資料を書架上に並べること。

(※2) 司書:図書の収集・整理・保存及び閲覧などに関する業務を担当する職員。

4 公立の認定こども園・幼稚園における読書活動の推進

子どもが初めて集団生活を体験する認定こども園・幼稚園では、子どもの世界が大きく広がる時期に心の栄養となる絵本に出会うことが重要です。乳幼児に関わる職員を対象に講習や研修を行い、絵本に対する知識を深め、読み聞かせの技術の向上を図ります。

また、保護者に対して、家庭での読み聞かせの大切さや絵本を通しての子育ての楽しさを 伝えるよう努めます。

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
1	認定こども園・幼	子どもの豊かな感性を育むために、子ども	認定こども園
	稚園における絵本	たちの心に響く読み聞かせの機会を増やし、	幼稚園
	に親しめる環境づ	よい絵本と出会う環境を充実させます。認定	図書館
	くりの充実	こども園・幼稚園の絵本コーナーでは発達段	
		階に合わせた絵本を紹介し、家庭で読み聞か	
		せができるように情報の提供を図り、家庭と	
		同じような雰囲気の中で絵本を楽しめるよう	
		にしていきます。 また、市立図書館等の積	
		極的な利用を図ります。	
2	職員への研修	乳幼児に関わる職員を対象に絵本に対する	認定こども園
		知識を深め、読み聞かせの技術を向上するた	幼稚園
		め、講習や研修を行います。	図書館
3	保護者に対する家	保護者に対して、家庭での読み聞かせの大	認定こども園
	庭での読み聞かせ	切さや絵本を通しての子育ての楽しさを伝え	幼稚園
	の奨励	るよう努めます。また、読み聞かせに参観す	図書館
		る機会を設ける、各種便りで読み聞かせの様	
		子を伝える、絵本の貸出を行うなど家庭にお	
		ける読書活動を奨励します。	

5 学校における読書活動の推進

学校では、子どもが本と親しみ、生涯にわたって読書を継続していく習慣を身に付けるよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた子どもの自主的・意欲的な学習活動や、読書活動を支援します。家庭・地域・図書館・関係機関との連携を図りながら、各学校において魅力ある読書活動に取り組みます。

また、学校図書館は、子どもの多種多様な興味や関心を充足させ、知的な刺激を与える場であるとともに、調べ学習を支える情報提供の場でもあります。その観点から、学校図書館の図書資料を充実させ、児童生徒が多くの魅力ある図書と出会えるように努めます。

また、子どもの読書活動の支援に意欲をもち学校図書館業務に対応できる人材を育成し、 活用して、学校活動における図書館利用の充実に努めます。

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
1	各学校における魅 力ある読書活動の 推進	司書教諭及び図書館司書を中心に各学校の特色や地域、児童生徒の実態に即した読書活動を推進し、その充実に努めます。 (ビブリオバトル(※1)等による読書意欲の喚起)	指導室 学校
2	読書時間の充実	各学校の実態に応じて、朝の読書や一斉に読書に取り組む活動(ブックトーク等)を実施し、読書時間の充実に努めます。	指導室 学校
3	図書館活用の推進	各校に配置された図書館司書との連携を図り、各教科等において、積極的に調べ学習を取り入れ、学校図書館、市立図書館の利用を促進します。	指導室 学校 図書館
4	障害のある子ども の読書活動の推進	障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の子どもに合わせた読書活動の推進に努めます。	指導室 学校
5	学校における読書 環境の整備・充実	文部科学省が設定した「学校図書館図書標準」を目途に毎年度計画的に子どもたちの知的好奇心を満たす魅力的な図書の増冊、整備を行います。また、各教科等での調べ学習に必要な図書資料の充実を図ります。	学務管理課 学校
6	学校図書館担当教 論又は司書教論の 研修の充実	学校に配置されている図書館担当教諭又は司 書教諭の研修を実施し、資質及び実践的能力 の向上を図ります。	教育政策課 指導室 学校 図書館

No.	具体的な取組	取組の概要	推進部署
7	学校図書館司書の	学校図書館司書の配置により、学校図書館	教育政策課
	配置	の環境整備と利用サービスの改善・充実を	指導室
		図っていきます。	学校
8	学校図書館情報化	学校図書館は学習情報センターとしての役割	学務管理課
	の推進	も期待されています。そのために、情報化時	学校
		代に対応した情報資源にアクセスできるよう	図書館
		な環境整備に努めます。 また1人1台端末	
		環境下での電子書籍貸出サービスの実現に向	
		け、市立図書館と連携を図ります。	
9	関係機関との連携	小・中学校教諭と、市立図書館職員との情報	指導室
		交換を行い、児童生徒の読書環境の整備(稲	学校
		敷市電子図書館等)に努めます。	
10	新聞の配置	学校図書館への新聞の配置を行い、社会への	学務管理課
		興味・関心を喚起していきます。	指導室
			学校

(※ 1) ビブリオバトル:参加者同士で自分の気に入った本を持ち寄り、その本の魅力を紹介し合う書評ゲーム。

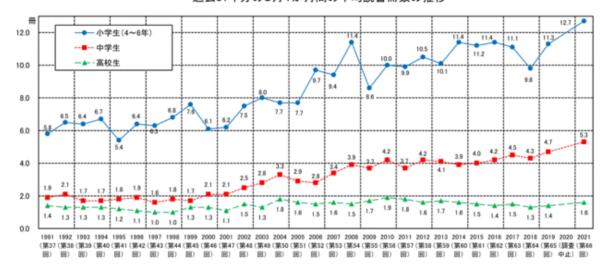


【参考資料】

- 1 全国の子どもの読書の現状
 - ①不読率※の推移(%)
 - (※) 1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合



- ○小学生、中学生は中長期的に改善傾向、高校生は依然として高い状況にある。
- ②1 人当たり読書冊数 (冊/月)



過去31年分の5月1か月間の平均読書冊数の推移

○小学生、中学生は漸増しているが、高校生は横ばいで推移している。

第 37 回【1991 年】調査 ~ 第 66 回【2021 年】調査

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書 活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。 (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に 積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推 進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため 必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

令和3年度 稲敷市内小中学校のみんなにすすめたい一冊の本推進事業

(期間:令和3年4月~令和4年3月)

実績	令和3年度	令和3	3年度	令和3	年度
学校名	4~6年在籍数	年度末 50冊達成者数	年度末 50冊達成率	年度末 300冊達成者数	年度末 300冊達成率
小学校計	769	489	63.4%	39	5.1%
県 (R2)			69.5%		7.2%

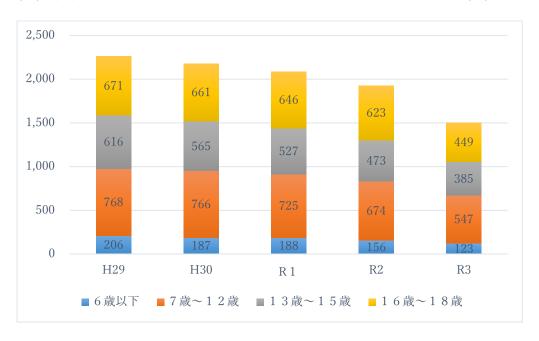
実績	令和3年度	令和3	3年度	令和3	年度
学校名	1~3年在籍数	年度末 30冊達成者数	年度末 30冊達成率	年度末 150冊達成者数	年度末 150冊達成率
中学校計	816	203	24.9%	27	3.3%
県 (R2)			22.0%		1.9%



4 市立図書館利用状況

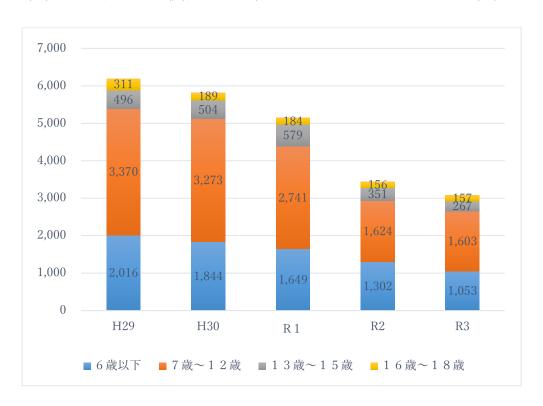
(1) 年齡別登録者





(2) 年齢別利用状況(貸出延べ人数)

(人)



(3)年齢別利用点数(貸出延べ点数)

(点)







稲敷市のシンボルマークは「地球」、「稲」、「豊かな実り」をイメージしたデザインです。右上がりに傾斜をつけた白い四つの半円は稲敷市の発展、未来への上昇と、合併した四つの町村を稲穂の形状で表しています。左上部は青色で、明るい町づくりをイメージした空の色を表すと同時に、水に恵まれた土地である新市の特徴を表現しています。また、白と左上部の青を除く所は緑色を使い、多くの実りをもたらす大地を象徴しています。

稲敷市子ども読書活動推進計画 発行2023年(令和5年)3月 編集・発行稲敷市教育委員会 主管課稲敷市教育委員会生涯学習課 〒300-0504

茨城県稲敷市江戸崎甲2148番地2

電話 029-892-2000

FAX 0 2 9 - 8 9 2 - 3 6 6 4

Email syougai@city.inashiki.lg.jp